

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年6月26日(水)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	宮田 竜二 君
議員	植山 利博 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務課長	本村 成明 君
税務課長	谷口 隆幸 君	総務課主幹兼総務管理グループ長	中村 和仁 君
税務課主幹兼市民税グループ長	岩元 勝幸 君	税務課主幹兼固定資産税グループ長	吉永 利行 君
税務課市民税グループサブリーダー	入来 克浩 君	税務課固定資産税グループサブリーダー	向吉 孝司 君
税務課固定資産税グループ主事	佐々木 宏大 君	消防局長	堀切 昇 君
消防局長兼総務課長	堀ノ内 剛 君	警防課長	松元 達也 君
予防課長	村田 浩昭 君	総務課課長補佐	神水流 崇 君
警防課課長補佐	岩下 力 君	予防課課長補佐	福元 和博 君
総務課主幹兼経理装備係長	堂平 幸司 君	警防課主幹兼消防団係長	宇都 幸雄 君
警防課救急救助係長	徳田 陽介 君	予防課予防係長	池田 康弘 君
総務課装備係主査	清水 公一郎 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第34号 霧島市税条例等の一部改正について

議案第41号 霧島市火災予防条例の一部改正について

議案第46号 霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第47号 財産の取得について

議案第48号 財産の取得について

議案第49号 財産の取得について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長(松元 深君)

ただいまから、総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月18日の本会議で当委員会に付託されました議案6件についての審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

## △ 議案第41号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第41号、霧島市火災予防条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第41号について御説明いたします。議案第41号は、霧島市火災予防条例の一部改正についての議案でございます。この一部改正につきましては、平成31年2月に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の一部が改正されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、予防課長が内容等について説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

議案第41号、霧島市火災予防条例の一部改正について、御説明申し上げます。霧島市火災予防条例第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。改正内容につきましては、平成30年第196回通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決成立し、工業標準化法が産業標準化法に変わり、「日本工業規格」が「日本産業規格」に変わるため、本条例の所要の改正を行うものでございます。次に、霧島市火災予防条例第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改めるものでございます。改正内容につきましては、「消防法施行令解説」において、「スプリンクラー設備のヘッドについては、特に高感度の閉鎖型スプリンクラーヘッド（標準温度が75度以下で、作動温度が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているもの）に限定している」とあります。この「高感度」は、現行の規格省令（昭和40年自治省令第2号）において、種別が一種ということであり、現行の規格省令にあわせるため、本条例の所要の改正を行うものでございます。次に、霧島市火災予防条例第29条の5第6号を第7号とし、第5号の次に第6号として「第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。」を加えるものでございます。改正内容につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）第6条において、自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能であることを規定している一方、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合であっても、住宅用防災警報器の設置義務が生じたままであることから、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加するため、本条例の所要の改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（宮内 博君）

今回、法律の改正によって整備をするということでもありますけれども、前段の部分と種別の変更の関係については了解いたしました。一時期、各家庭への火災報知器の奨励がなされて、強化を促す取組が進められてきた背景があるんですけども、霧島市内の火災報知器の設置状況がどのようなレベルになっているのか、御説明いただけませんか。

○消防局予防課予防係長（池田康弘君）

全国の平成29年6月1日現在の統計によりますと81.6%でございます。霧島市においては、平成30年のデータによりますと85.3%となっております。

○副委員長（宮内 博君）

全国の状況より4ポイントほど設置率が高いということでもあります。あと14%ぐらい残っているということになるわけですが、個別具体的にその取組をしているのか、どういう状況下で、それが残っているかというのは、取組の状況と合わせてお知らせいただけませんか。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

現在、85%余りの住宅用の火災警報器が設置されているということでございますが、残りについては、ホームページや市の広報誌、それから毎年行われます消防フェスタといったところでも住宅用火災警報器の普及に努めている状況でございます。

○委員（阿多己清君）

今回新たに挿入された第6号の中で、用語についてお聴きしたいと思います。条例や法律の中で詳細は明記されているのかもしれませんが、第6号に挿入された部分で、特定小規模施設とは具体的にどういうものなのか、教えていただけませんか。

○消防局長（堀切 昇君）

一般の住宅用であれば、部屋に火災報知器を付けます。ほとんどが煙対応式の火災報知器になるんですが、特定小規模施設自動火災報知器というのは、幾つか部屋に付けた場合に、1か所が探知するとほかの部屋まで連動して、その火災報知器が鳴るといった仕組みになっていまして、一般の住宅用の火災報知器とは若干異なるということになります。

○委員長（松元 深君）

特定所規模施設とはどういうものかという質問だったんですが。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

特定小規模用に必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等となります。設置できる施設等と致しましては、カラオケボックス等――。

○委員長（松元 深君）

特定小規模施設というのは簡単に言えばどういうものか分からないので聴いているんです。今のよう難しい言葉で言われても分からないのですが。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

設置できる施設等というのがありまして、カラオケボックス、旅館、ホテル、養護老人ホーム、病院、診療所、それから老人デイサービスセンター等の利用者を入居させるもので、延べ面積が300㎡未満のものとなっております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ないようですので、これで、本議案に係る質疑を終わります。

#### △ 議案第47号から議案第49号まで 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第47号から第49号まで「財産の取得について」は、関連がありますので、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第47号は消防ポンプ自動車の更新について、議案第48号は小型動力ポンプ付普通積載車の更新について、議案第49号は高規格救急自動車の更新についての議案でございます。議案第47号から第49号については一括して総務課長が御説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○消防局次長兼総務課長（堀之内 毅）君

議案第47号、48号、49号の財産取得について、一括して御説明申し上げます。議案第47号につきましては、霧島市消防団隼人方面隊富隈分団真孝部及び霧島方面隊中央分団に配備しております消防ポンプ自動車を更新するため指名競争入札を行い、消防ポンプ自動車2台を、鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲昭二から3,672万円で取得しようとするものでございます。次に議案第48号につきましては、霧島市消防団国分方面隊第2分団向花部、第7分団木原部及び隼人方面隊嘉例川分団表木山部に配備しております消防小型動力ポンプ付普通積載車を更新するため指名競争入札を行い、消防小型動力ポンプ付普通積載車3台を、鹿児島市南林寺町16番6号 株式会社鹿児島消防防災 代表取締役 森 利隆から2,079万円で取得しようとするものでございます。次に議案第49号につきましては、霧島市消防局福山分遣所に配備している高規格救急自動車を更新するため指名競争入札を行い、高規格救急自動車1台を霧島市隼人町真孝37番1号 鹿児島トヨタ自動車株式会社隼人店 店長 北園 正人から2,964万6,000円で取得しようとするものでございます。いずれも、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑をする場合は、先に議案番号言ってから行ってください。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

議案第47号と第48号について、車両は何台かあるということですか。全部で何台購入されるのですか。

○消防局警防課長（松元達也君）

ポンプ車につきましては2台で、積載車につきましては3台でございます。

○委員（新橋 実君）

まず、議案第47号から第49号全てについてですが、この落札率は何%でしたか。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第47号の消防ポンプ自動車2台が99.5%、議案第48号の消防小型動力ポンプ付普通積載車3台が96.4%、議案第49号、高規格救急自動車1台が98.82%となっております。

○委員（新橋 実君）

各部の走行距離と何年で替えるのか、そこが分かれば教えてください。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

まず、議案第47号の消防ポンプ自動車C D - I型につきましては、隼人方面隊富隈分団真孝部の車両が初年度登録が平成9年2月で、走行距離が令和元年5月30日現在で7,778kmです。霧島方面隊中央分団の車両が初年度登録が平成9年2月で、走行距離が令和元年5月30日現在で7,761kmです。議案第48号の消防小型動力ポンプ付普通積載車ですけれども、国分方面第2分団向花部の初年度登録が平成8年2月で、走行距離が令和元年5月30日現在で5,861kmです。それから国分方面隊第7分団木原部の車両につきましては初年度登録が平成9年7月で、走行距離が令和元年5月30日現在で9,434kmです。それから隼人方面隊嘉例川分団表木山部の車両につきましては、初年度登録が平成9年7月で走行距離が令和元年5月30日現在で7,144kmです。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

議案第49号の高規格救急自動車については、初年度登録が平成21年12月です。走行距離は令和元年6月1日現在で16万5,689kmです。

○委員（新橋 実君）

これは年数を基準にしていますか。走行距離を基準にしていますか。毎回聴かれていますと思いますが、どういった基準にしていますか。また、現在の車の状態はどういう状態ですか。

○消防局警防課長（松元達也君）

議案第47号と第48号につきましては、現在、22年の使用経過年数を基に更新計画をしております。22年にならなくても、例えば修理が多くて費用が掛かるとか、あるいは古くてもまだ使用できるとか、そういったことを加味して調整しながらやっております。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

議案第49号です。救急車につきましては15万 km 以上と次期車検の年度に合わせて更新ということにしております。福山分遣所の救急車につきましてはエンジン不良がございまして、エンジン内のオイルが内部燃焼するという状況で、オイルを注ぎ足しながらやっている状況です。それとパワーステアリング装置につきましても異音が発生する状況です。

○委員（新橋 実君）

年数や走行距離に限らずという話もありますが、この車よりまだ古い車両もあると理解してよろしいですか。それが、どのくらいあるのか教えてください。

○消防局警防課長（松元達也君）

22年の使用経過年数をみるということで、この状況に応じて、次年度から大体5台くらい経過していますが、それも初年度登録を中心にみながらやっています。それ以上古い車両はありません[同ページに訂正発言あり]。

○委員（阿多己清君）

議案第49号、高規格救急自動車を購入とあるんですが、入札の指名業者をトヨタと日産と入っているんですが、車両の指定までされたんですか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

車体の指定につきましてはございません。

○委員（下深迫孝二君）

下取りはあるんでしょうか。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

議案第47号と第48号の分については、下取りはしておりません。スクラップをする形で入札を執行しています。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

議案第49号の救急車につきましても、テロ対策という部分もございまして、スクラップすることとしています。

○消防局警防課長（松元達也君）

先ほどの新橋委員からのそれ以上古い車両があるかという質疑で、実際は存在しました。訂正いたします。

○委員（新橋 実君）

あるのであれば、何年の車両が何台あるのか、その辺が分かれば教えてください。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

更新計画につきましては、平成27年までも見直し見直しできておりますけれども、現在、更新計画を持っておりまして、令和20年度までの更新計画を立てております。合併してこれまで10台とか複数台の更新がその年度ごとにあつたらしいんですけども、そこを平準化しまして、大体年度ごとに5台くらいの更新計画を立てております。今後あるかといいますと、数字を足さないといけないところなんです。

○委員長（松元 深君）

新橋委員の質疑は、今回、更新する車両より古い車両が何台あるかということなんです。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時32分」

「再 開 午後 9時35分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

平成8年度以前はございません。

○委員（新橋 実君）

これ以前のものはないということで理解しました。入札の方法ですけれども、議案第47号と議案第48号で同じ入札業者が6社となっているんですが、これは指名競争入札ですか。ほかに業者はないのか、その辺りの業者の選定はどのようにしていますか。

○消防局警防課長（松元達也君）

今回は指名競争入札ということでございますが、消防自動車、機装をする特殊車両であることから、一般入札競争にはなじまないと判断した結果、それに対応できる専門業者を指名して入札しております。

○委員（新橋 実君）

これは県内の業者だと思えるわけですが、ほかの自治体もこれくらいの業者で入札していると理解していいですか。

○消防局警防課長（松元達也君）

今回は鹿児島市内における業者を選定しております。株式会社熊谷消防設備、鹿児島森田ポンプ株式会社、株式会社ナカムラ消防化学鹿児島営業所、有限会社イズミ商事、株式会社鹿児島消防防炎、有限会社加治木消防設備の6社でございます。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

他の自治体につきましては調べておりませんが、前年度と同じ業者を今年度も指名いたしました。なお、霧島市の契約管理システムというのがございますけれども、その中から消防車両を取り扱っている業者を出しまして、その中から6社としていますけれども、ほかにもあるかもしれませんが、今回は、前年度と同じ業者を指名したということでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、この業者は霧島市に対して指名願いを出している業者ということで理解していいですか。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

そのとおりでございます。

○委員（下深迫孝二君）

下取りの車はないと。廃車ということでしたが、それは市がその業者に出しているのか、落札業者が出しているのか。なぜかと言うと、昔は車1台を引き取ってもらうにもお金が掛かったんですけど、今は逆に買い取ってくれるんです。その辺はどうなっていますか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

消防団車両、救急車も一緒ですが、市の入札に合わせまして鉄を買ってもらえる業者に集まっていたいて、入札で売却しております。

○委員（下深迫孝二君）

それでは、多少なりと廃車する車もお金になっているという理解でいいですね。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（山田龍治君）

議案第47号、第48号についてですけれども、この更新前に消防団の方から早く更新してほしいというような声はないものでしょうか。

○消防局警防課長（松元達也君）

今回、5台の車両を更新しますけれども、地元の消防団から申し出はありません。こちらで年数を踏まえて決めています。

○委員（山田龍治君）

この平成9年の車両より新しい車両で、故障とか整備をしなければならなかった車両というのはなかったでしょうか。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

なかったと記憶しております。ただ、軽微な修理といいますか、バッテリーがあがったとか、そういうものは今年4月以降も数件見られた状況がございました。

○委員（宮内 博君）

先ほどのスクラップにするという件について確認させてください。市の入札に合わせて売却をするということですが、年に何回くらい、そういう機会があるのでしょうか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

年1、2回程度と記憶しております。

○委員（宮内 博君）

隼人分遣所に面したところに、恐らく廃棄処分を待っている車両かなという車両が何箇月も放置されているという状況があるんですが、人通りの多い所、車両通行量の多い所でもありますので、あのような所に目立つような形で置いておくのはどうなのかなと思うんです。あの車両は、今後、どういうふうにされるんですか。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

現在のところは、もう処分していますが、中央消防署も置く場所を考えないといけないと思っております。隼人の所が目立つようであれば、今後、奥のほうに置きたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

確認ですけれども、以前は、車両はドアがないものが結構あったわけですが、現在は、全てドアがあると理解していいですか。

○消防局警防課長（松元達也君）

全てドア付きです。

○委員（久保史睦君）

車両の金額について、他の市町村の金額を把握していないと言われましたけれど、県内の同じような車両の金額は参考にしないというか、知らないというふうに理解していいですか。

○消防局警防課主幹（宇都幸雄君）

他市の価格につきましては把握してございません。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

議案第49号の救急車につきまして、何の資機材を積むかということでも変わってきますが、他市では大体同じ値段から3,200万円程度です。

○委員（久保史睦君）

今おっしゃるとおりなんです。救急車というのは命を預かる車両ですので、ほかの所を知らないのはちょっとどうかなと思ったんですけど、消防車に関しては、入札で落ちた金額、そのとおりですぐに落札しているという認識と、もう一回確認しておきますけれど、その消防車が高いのか安いのかという基準は分からないですけれども、霧島市は独自で決めているという考え方を持っていいですね。

○消防局警防課長（松元達也君）

そのとおりでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時45分」



△ 議案第34号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第34号、霧島市税条例等の一部改正について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

議案第34号「霧島市税条例等の一部改正について」御説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律が3月29日公布されました。市町村関係に係る主な改正点は、車体課税の大幅な見直し、住宅ローン控除の制度の拡充、ふるさと納税制度の見直し、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の導入及び固定資産税等の税負担軽減措置等であります。改正点の中で、車体課税の大幅な見直しの一部であるエコカー減税の軽減割合等見直し、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の制度拡充及び固定資産税等の税負担軽減措置等については、法律の施行日が平成31年4月1日又は令和元年6月1日であったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、6月18日の本会議において、承認をいただいたところであります。議案第34号につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」において施行日が令和元年10月1日以降となっている、個人住民税における子どもの貧困に対応するための単身児童扶養者の非課税措置の導入並びに軽自動車税のグリーン化特例の大幅見直し及び需要平準化対策に係る軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減等の地方税法等の一部改正について、霧島市税条例等の一部を改正する必要がありますので、今回、議案として提案した次第です。詳細につきましては、税務課長が御説明申し上げますので、宜しく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口 隆幸君）

それでは、私の方から議案第34号「霧島市税条例等の一部改正」の詳細につきまして御説明いたします。資料につきましては、「一部改正条例新旧対照表」及び「別紙資料」で主な改正点について御説明いたします。まず、新旧対照表の18ページをご覧ください。第24条ですが、現行の個人住民税の非課税措置の範囲は、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫でありましたが、子どもの貧困に対応するため、「単身児童扶養者」も個人の住民税の非課税措置の対象に加えるものであります。施行日は令和3年1月1日です。次に、新旧対照表の13ページの第36条の2は、個人の市民税に関する申告書を提出する者が「単身児童扶養者」に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載することができるように規定したものであります。施行日は令和2年1月1日です。次に、同じく新旧対照表の13ページの第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について「単身児童扶養者」の欄を設けるように規定したものであります。施行日は令和2年1月1日です。次に、新旧対照表の13、14ページの第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について「単身児童扶養者」の欄を設けるように規定したものであります。施行日は令和2年1月1日です。次に、同じく新旧対照表の14ページの第80条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲であります。環境性能割の創設に伴い、賦課徴収の主体となる県の課税事務の円滑化及び効率化のため、県（普通自動車）と本市（軽自動車）で非課税対象範囲について統一化したものであります。施行日は令和元年10月1日です。次に、新旧対照表の15ページの附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の条項を新たに設けるものであり、内容につきましては、令和元年10月1日に自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割が導入されたものであります。消費税率8%から10%への引上げに伴う対応として、耐久消費財である自動車の取得時の負担を減らすため、別紙資料1. 軽自動車税（環境性能割）区分4）に掲げる自家用乗用車の3輪以上の軽自動車の取得（売買・譲渡）が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とするものであります。施行日は令和元



年10月1日です。次に、同じく新旧対照表の15ページの附則第15条の2の2は、附則第15条の2が新たに設けられたことによる条のずれに加え、新たに環境性能割の賦課徴収の特例の規定を設けたものであります。施行日は令和元年10月1日です。次に、新旧対照表の15、16ページの附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例ですが、別紙資料、1. 軽自動車税（環境性能割）区分5・6に掲げる自家用乗用車の3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割の税率を1%分軽減するものであります。施行日は令和元年10月1日です。次に、新旧対照表の16ページの附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例ですが、平成31年度及び平成32年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減するものであります。別紙資料、3. 軽自動車税（種別割）の「2019年4月から2021年3月までの間に新車を購入した場合」の列の各欄のとおり、環境性能等に応じて税率を概ね75%、50%、25%低減するものでございます。施行日は令和元年10月1日です。次に、新旧対照表の18ページの附則第16条は、同じく軽自動車税の種別割の税率の特例ですが、電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車、別紙資料、3. 軽自動車税（種別割）区分1のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものが2021年4月1日から2022年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用車の三輪以上の軽自動車が2022年4月1日から2023年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減するものであります。施行日は令和3年4月1日です。次に、新旧対照表の17、18及び19ページの附則第16条の2は、附則第16条の新設に伴い、軽自動車税種別割の賦課徴収の特例について新設及び規定の整備を行ったものであります。施行日は新設部分が令和元年10月1日、整備部分が令和3年4月1日です。次に、新旧対照表の21、22ページの第1条第13項から第17項までについては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定の整備を行ったものであります。施行日は令和元年10月1日です。以上で、今回提案している市税条例の主な改正点につきまして、説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（宮内 博君）

まず、用語の関係で聞き慣れない文言がありまして、条文の中に「内国保法人」という記述がありますよね。これは内国の法人と外国の法人という分け方なのかなというふうに思いますが、まずそこのところ確認させてください。

○税務課長（谷口隆幸君）

お手元に配付しております、新旧対照表の第4条の改正というところがございます。20ページの第1条第2項に、法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人を「内国法人」という形で規定されてございます。

○副委員長（宮内 博君）

よく分からなくなりましたが、ということは法の施行の段階で、法人格を有しているものについては内国法人という形で表記すると、法施行後に法人資格を得たものについては、そういうふうに表示しないという理解でよろしいでしょうか。

○税務課長（谷口隆幸君）

この市税条例につきましては、地方税法の改正に伴いましての市税条例の一部改正でございまして、ここに記載された内国法人については、地方税法に基づく定義として、内国法人はこういう形で定義されているものというふうに考えているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

まあそうですね。地方税法の改定によって条文が設けられている。その法の施行地に本店若しくは主たる事業所を置く、それを内国法人と規定しているので、市としてはそれをそのまま引用しているということなんですけれども、慣れない言葉だったものですから確認を致しました。それで今回法の施行日が10月1日ということで、消費税率の引上げに伴って施行されることが主な柱になっているというふうに思うんですけれども。そういう問題がありながら、一つは単身児童扶養者の非課税措置の導入という前進面もあるのかなというふうに思うんですけれども、この具体的な説明と対象人員、そして施行日は令和3年からと説明いただいているんですけれども、その辺の説明をお願いできますか。

○税務課主幹（岩元勝幸君）

単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていないもの又は配偶者の生死の明らかでないもの。対象人員につきましては確定数字ではないんですが5月末で134名と聴いております。その中に135万円を超える方が対象外になってくるんですけれども、児童扶養手当の支給を受けている対象者としては134名ということになっております。

○副委員長（宮内 博君）

はい、わかりました。ただ134人のうち135万円を超える方がどれくらいいるかというのは、まだつかんでないのかなというふうに今の答弁聴いて思ったんですけど。それでこの中にある軽減措置の関係についてでありますけれども、臨時的な軽減措置ということになっているわけですよね。いわゆる消費税増税に伴う重税感の軽減、そういう対応を行っているということになるのかなと思いますけれども。例えば環境性能割の1%の減税というのは2019年10月1日、令和元年の10月1日から1年間を期限にしていると。そういう内容のものではないかなというふうに思うんですけれど、その辺確認させてもらっていいですか。

○税務課長（谷口隆幸君）

今議員が言われた内容のとおりでございます。

○委員（阿多己清君）

確認をさせていただきます。この提案理由の中にもあるんですけれども、法人事業税の税率の引下げ等を内容とする地方税法等の一部改正という件があるわけなんですけれども、この部分は今回の霧島市の税条例、この中にはあまり触れていないといいたいまいしょうか、無いという理解でいいのでしょうか。

○税務課長（谷口隆幸君）

議員がおっしゃられましたとおり、特別法人事業税と特別法人事業税の譲与税の話だと思います。これにつきましては法人事業税、これは県税でございまして、この事業税の所得割及び収入割の税率が引き下げられることに合わせまして、引上げ分に相当する特別法人事業税、これは国税でございまして、こちらを創設するものでございます。その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として、都道府県に対して譲与するものでありまして、市税条例の改正には影響はございません。

○委員外議員（宮田竜二君）

第24条のところで、先ほどの単身児童扶養者のシングルマザーのところが入っているんですけれども、この施行日がなぜ令和3年1月1日なのか教えてください。

○税務課主幹（岩元勝幸君）

地方税の法の中で、令和3年の部分があると思うんですが、所得合計控除額の135万円というのも、平成30年度の税制改正において125万円から135万円に変わるところもありますので、地方税法に従いましてなっているかと思っております。

○委員外議員（宮田竜二君）

令和2年1月1日にできない理由は何かあるんですか。

○税務課長（谷口隆幸君）

市税条例の改正というのは、地方税法に基づいて改正しておりまして、そのおおもとの地方税の施行日が令和3年1月1日というふうになっておりますので、その関係に合わせてこの日にしたものでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時14分」

「再開 午前10時16分」

#### △ 議案第46号 霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第46号、霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について審査を行います。その前に、この提案理由であります、牧園総合支所庁舎の建設に伴い本施設を撤去するため本条例を廃止するとあります。この施設を撤去した後で、提案されるのはどうかと思います。それを含めて執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

それでは、議案第46号「霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」概要を御説明申し上げます。霧島市老人福祉センターは、旧牧園町が老人福祉法の規定に基づき、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの利便に供するため設置した施設です。しかしながら、建設から40年が経過し、老朽化による損傷等が生じていること及び牧園総合支所新庁舎を新たに建設し、同施設に係る機能を一部集約することから、今回、本条例を廃止しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

議案第46号「霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」御説明申し上げます。私のほうからはまずこれまでの施設の状況について説明させていただきます。霧島市老人福祉センター、牧園の老人福祉センターでございますが、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積610㎡の施設で、昭和54年度から供用開始されてまいりました。老人福祉センターの利用者につきましては、65歳以上の高齢者、老人福祉施設入所者及び老人クラブに加入している60歳以上の方が対象となっております。ただし、これらの方々の使用に支障がないときは、一般の市民の方も利用されてきたところでございます。その運営については、市が霧島市社会福祉協議会に指定管理委託してまいりました。また、社会福祉協議会は、この施設を使って、市の事業である通所型介護予防事業（デイサービス）を受託していましたが、事業のほうは平成28年度で終了しています。このような状況の中、牧園総合支所新庁舎を新たに建設し、同施設に係る機能を一部集約することから、その結論が出ましたので今回本条例の廃止を提案したところでございます。以上、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部長（新町 貴君）

最初に委員長がおっしゃられましたことについて、御説明いたします。当初新設する牧園総合支所は機能訓練室や集会室等の老人福祉センターの機能を併せ持つ複合施設に建て替えるという計画で進めておりました。そのような中、指定管理者であります市社会福祉協議会において、ほぼ毎日十数名の高齢者を集めて機能訓練室等を活用して実施していた通所型介護予防事業（デイサービス事業）が介護保険制度の改正により、平成28年度をもって終了いたしました。今後市社会福祉協議

会が機能訓練室等を利用して自主事業を行う予定はないとのことでございます。市としても当該施設を整備し、その施設を貸し出して行う事業計画は持っていないところです。このように想定していた主たる活用目的がなくなったため、市としては福祉施設部分の規模の縮小と基本設計の見直しを行い、今回条例廃止を提案することとしました。御指摘のありました、提案理由のなかで撤去するという点については、当初はこの条例をそのまま置いておいても良いのかなということを考えていましたが、先ほど申し上げました理由によりまして、老人福祉センターの法による規定等もあったものですから、そういうことから、その名称も使えない、内容の事業等もそういうことでできなくなるというようなことから、やはり条例は廃止しないといけないということになりました。御指摘のありましたように造成工事も終えて、それに伴いまして老人福祉センターそのものは撤去しておりますので、ここの表現がおかしいという部分についてはお詫びいたします。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（宮内 博君）

今説明がありましたように、この福祉センター、40年以上経過して老朽化も進んでいたと。確か温泉施設も利用できなくなっていたという状況があったのかなというふうに思いますけれども。平成28年度にデイサービス事業が廃止されたことによって本条例の廃止をするということでもありますけれども、牧園庁舎が同地に移転しなければ、そもそもこの施設そのものは新しい計画の基に整備する、そういう期限が迫っていた施設ではなかったのかなというふうに思うんです。そういうことは全く別立てで、牧園総合支所が移転をするということによって当初計画は複合施設として計画して、それが今規模を縮小するという対象の中に含まれたことによって、今回条例廃止をするということなんですけれども。何を聴きたいかといいますと、牧園総合支所の移転計画がなければこの施設はいわゆる高齢者の憩いの施設として今後も活用されたというふうに思いますけど、その辺はどうですか。

○総務部長（新町 貴君）

当初、同様の機能を持ったものを新しい庁舎のほうに併設するという計画でおりましたので、そういうふうになったということです。言われるように庁舎をここにという話がなければということについては、であろうかとは思いますが、地域の自公連の皆さんとの協議等をしてまいりまして、そういう機能を持ったものを建設するというに至ったことから、それに基づきまして予算のほうに造成工事であったり、設計であったりというものをお願いしながら現在進めているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

牧園については、取り壊して複合施設そのものの計画もなくなって、社会福祉協議会として高齢者福祉のための事業を行うというのは実際に旧牧園町では実施できなくなるということになったのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

そもそもこの老人福祉センターという建物には面積要件等もございましたので、老人福祉センターとしては成立し得ないということになります。ただし、今度建設する複合施設分につきましては、福祉施設棟といったような名称も設けまして、集会室等も設置し、その中で今まで利用されていた可能な範囲のレクリエーション等については、していただけるということ考えているところであります。

○副委員長（宮内 博君）

この老人福祉センターの中にあつた温泉施設というのはなくなるということですよ。今おっしゃったように社会福祉協議会としても移転、新築後の新しい庁舎の中で一部複合的な機能を残して、そこで社協が中心となって他の旧市町でやっているような事業のサービスは提供したいと、こういふことで社会福祉協議会としても意見調整がされているということですので理解してよろしいんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

はい、今委員がおっしゃったとおりでございます。なお、この温泉施設につきましては、介護予防事業以外の利用者について、記録が残っているんですが、当然ですけれども老人福祉センター周辺に居住する高齢者の方が1日に2、3名程度であったといったような記録も残っております。この方々につきましては、その周辺の民間の温泉施設を利用されるだろうといった議論がなされた記録が残っております。

○委員（新橋 実君）

ということは、庁舎の設計も以前の設計からすれば、大分変わったということでしょうか。

○総務課主幹（中村和仁君）

当初の面積から言います。当初の総合支所機能、複合施設の機能を持った総面積、延べ床面積は1,732.58㎡でした。平成30年度で補正により変更設計いたしました。その後の面積は1,443.38㎡となり、約289.2㎡の縮小になっております。

○委員（新橋 実君）

その分は温泉施設だったということですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

新橋委員が言われるとおり温泉施設、それと当初デイサービス等を考えておりましたので、機能訓練施設というようなものも考えておりました。温泉施設、機能訓練施設を無くして、会議室というような形で機能を移行しようというものでございます。

○委員長（松元 深君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時33分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（阿多己清君）

今回、老人福祉センターの廃止ということになるんですけれども、機能等が縮小されて複合施設の中に集会室とかいろいろ関係する部屋等があるのかもしれませんが、基本的にはこの新たな複合施設棟では老人福祉の部分は条例は必要なくなるということで理解していいですか。あとそういう部分は何も規定はいらなくなるのか、そこ辺りをお聴かせください。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

この複合施設等に造られる集会室等につきましては、利用者としては高齢者の方はもちろんですけれども、一般市民の方も想定しております。そのようなことで現在、本市には国分地区、隼人地区の総合福祉センターの二つを総称しております設置管理条例がございますので、その中に入れ込むような形で使用料等についても規定していくという形を現在のところは想定しています。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時45分」

## △ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。本日の会次第順に進めたいと思

います。まず、議案第41号、霧島市火災予防条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第47号から第49号までの財産の取得について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第34号、霧島市税条例等の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第46号、霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案6件の自由討議を終わります。

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時47分」

「再 開 午前10時48分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第34号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第34号、霧島市税条例等の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「あり」と言う声あり〕

まず、原案に反対する方の発言を許可します。

○副委員長（宮内 博君）

議案第34号、霧島市税条例等の一部改正について反対の立場から討論させていただきます。今回の税条例改正は、地方税の改正をもって行われるものでありますけれども、その中には単身児童扶養者の非課税措置の導入など改善点も見られるわけでありまして、議論でも明らかになりましたように、本条例の改正は10月1日からの消費税増税に伴うものだとこととあります。これが反対の大きな理由であります。そもそも消費税は所得の少ないほど負担が重い逆進性を大きな特徴と致しております。最近発表された景気動向指数は6年2か月ぶりに悪化しております、また世論調査でも10月からの消費税率引上げに6割が反対と答えております。このようなときに消費税10%への引上げが行われれば、国民の暮らしも地域経済の破綻の危険もあること指摘しなければなりません。本条例の改正にあります「環境性能割1%軽減」につきましても、1年間を期限とするのでありまして、何が何でも消費税増税を強行する、そのための一時的な増税緩和措置であることを指摘するものであります。本議案は申し上げましたとおり、逆進性が最も高い消費税増税を前提とした条例改正でありまして、私は6割の国民が反対する消費税10%への増税こそ中止すべきだという立場で本案に対する討論を終わります。

○委員長（松元 深君）

次に、原案に賛成する方の発言を許可しますがいいでしょうか。

○委員（阿多己清君）

確かに消費税が10%に引き上げられること等で法の改正があり、それに基づいての条例改正であります。この部分はもうどうしようもできないこととありまして、しっかりと10月1日に施行されようとしている部分に適應できるように霧島市の税条例についても改正・整備をすべきだと思いま



す。今回の改正の中で、単身児童扶養者の部分が対象に加えられているところや、軽自動車税の軽減措置も盛り込まれておりますので、この議案第34号については可決すべきものと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（松元 深君）

他にありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、議案第34号について原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第41号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第41号、霧島市火災予防条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第41号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第41号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第46号 霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第46号、霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「あり」と言う声あり〕

まず、原案に反対する方の発言を許可します。

○副委員長（宮内 博君）

議案第46号、霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場から討論に参加いたします。本条例の廃止は牧園総合支所の新築に伴いまして、その計画地に所在しております老人福祉センターを取り壊し、廃止するものであります。議論の中でも明らかにされているところでありますけれども、本条例の廃止は、牧園総合支所の新築がなければ継続が可能であったのだというふうに思います。牧園総合支所はまだ長期間の耐用年数が残されている施設であって、それを残したまま新築する必要があるのかという点では、これまで私どもが繰り返しその問題点を指摘してきたところであります。多額の経費を掛ける庁舎新築に反対し続けてきた経過からして、本条例の廃止がその一環のもとで行われようとしているという点については、同意できないということを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長（松元 深君）

次に、原案に賛成する方の発言を許可しますが、ないでしょうか。

○委員（阿多己清君）

この牧園にある老人福祉センターの条例の廃止ということになりますけれども、先ほど来いろいろ話題になっております総合支所の建設に関与しての取壊し、また廃止であります。予算等の中で

もいろいろ議論になる部分なんですけれども、これはしっかりと牧園の住民の方々の利便性といいましょうか、そういうことで庁舎建設が行われるものでありますので、それはそれでしっかりと進めていくべきことでもあります。この老人福祉センターの部分につきましては機能訓練室とかそういうものが一部なくなり、ある一定の利用に供する施設に集約してということで、複合施設等になるわけなんですけれども、これはこれまでと同様にできる部分はしっかりとつないでいただけていくことの説明もありました。今回の廃止ということではありますが、これはしっかりと廃止して、新たな部分に進むべきものでありますので、今回の条例廃止は可決ということによろしいと思います。

○委員長（松元 深君）

他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、議案第46号について原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第47号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に第47号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第47号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第48号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に第48号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第48号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第49号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に第49号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第49号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案6件の議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（松元 深君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

〔委員長に一任〕という声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔はい〕という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。なお、先日の議会運営委員会の協議結果にありまして、今回付託を受けた議案6件については、7月5日開会の本会議での表決となっておりますので、その日に委員長報告を行います。御承知おきください。これで付託された案件の審査を終了いたします。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時00分」

「再開 午前11時01分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。調査項目につきましては、「総務環境常任委員会所管事務に関する調査」ということで、報告してよろしいですか。

〔はい〕という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ その他

○委員長（松元 深君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔なし〕という声あり〕

以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午前11時04分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深